

札幌市立東光小学校 いじめ防止基本方針

令和 8 年 4 月 8 日改定

1 いじめ防止に関わる基本的な考え方

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童等が在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条より）

本校は、「いじめ防止対策推進法」「札幌市いじめ防止等のための基本的な方針」を基に本方針を策定し、一人一人の子どもが、安心して豊かに学ぶことができる環境づくりに全力で取り組む。

学校・家庭・地域総ぐるみで、いじめは「しない・させない・許さない」を徹底

2 いじめの未然防止に向けた取組

(1) 未然防止に向けた全校的な取組

国立教育政策研究所の追跡調査によると、いじめの認知件数には、多少の増減はあるものの、増え続けたり、減り続けたり、あるいは急増、急減といった変化を示すことはなく、似たような値を示し続けてきたというデータがある。それは、児童生徒の集団の中では、いじめという問題がいつ起きても不思議ではない、若しくはいつも起きている、そういった類いの問題であって、簡単には減らすことのできない問題であることを示唆してきたと言える。（国立教育政策研究所『いじめ追跡調査2019-2022』）よって、どの子どももいじめに巻き込まれる可能性があるものと捉え、全員を対象に未然防止の取組を行うことが、最も有効な対策になると考える。本校でも後述のように、全校的に共通認識をもって未然防止に取り組んでいく。

(2) 人間尊重の教育

本市の人間尊重の教育にあるように、「子ども一人一人が『自分が大切にされている』と実感できる」学校づくりを推進している。まずは、他との比較ではなく、「前の自分からの成長」を実感するために、達成感を生む授業づくりをしていく。それと同時に、人それぞれには違いあることを理解し、多様性を認め合える集団づくりや支持的風土の醸成を図ることが、いじめを未然に防ぐための手立てだと考える。さらに、「いじめは絶対にしてはいけない」という意識化を図ることが重要である。

(3) 達成感を生む授業づくり

学校や学級に支持的風土を醸成するためには、「学ぶ力」を育成するための授業改善を図ることが大切である。学ぶ力に対する自信のなさや不安、それに伴う消極的・否定的な態度、仲間からのひやかしやからかいなどは、大きなストレスとなり、子どもの学習意欲や基礎学力の低下をもたらす原因になると考えられる。そして、更なる学力への自信のなさや不安を生むという悪循環になる。学ぶ力の育成とは、自ら課題を見付け、自ら学び、自ら問題を解決する資質・能力のことである。それは、本校でいう「すべての子どもが自分の考えに自信をもって表現できる、仲間に認められ学び合える授業」への改善によって高められると考える。授業改善により支持的な学級風土が醸成されることが、「豊かな心」や「健やかな体」の育成にもつながる。また、学びの場における居場所ができ、主体的な学びへとつながるのである。仲間のよさを感じながら学び合い、仲間との絆を築くことで、いじめに向かう要因も減少すると考える。

また、学習に向かう規律（時間になったら自ら学習をスタートする、正しい姿勢で学習に向かう

など)や生活習慣を定着することは、学びに対する自己調整力が向上し、いじめの未然防止にもつながると考える。

さらに、同様に豊かな人間性を育むため、道徳の時間の内容の充実についても改善を図る。道徳の授業においても、「いじめは絶対にしてはいけない」という内容の授業を全学年で実施する。

◆「学ぶ力」育成プログラムの実施

基礎的基本的な知識及び技能＋思考力・判断力・表現力

◆自分の考えを自信をもって表現できる子の育成～認め合える学習集団

◆学習規律の定着

◆道徳の授業で年度当初にいじめについての授業を全学年で実施

(4) 多様性を認め合える集団づくり

いじめ防止においては、集団の中での多様性を認め合い、お互いに助け合い支え合っていく支持的風土の醸成が必要不可欠である。言語環境を大切にし、あいさつを交わすことや温かな関わり、相手を思いやる言葉遣いができる取組も継続していく。

また、異学年交流による憧れや思いやりの気持ちを醸成していく。さらに、他の子どもや大人との関わり合いを通して、子ども自らが人と関わることの喜びや大切さに気付いていくこと、互いに関わり合いながら絆づくりを進め、人の役に立っている、人から認められているといった自己有用感を獲得していくことなどができるよう、場や機会を設定し、体験学習の充実を図る。

◆支持的風土の醸成を図る

◆あたたかな言語環境

◆地域の自然環境、社会環境を活用した体験活動の充実

◆異学年活動の充実→学校行事・児童会活動の充実

(5) 教職員の構え

教師は常に「子ども理解」に努める。普段の生活から、子ども一人一人の学習や生活の様子（表情や声、友達同士の関わり等）を観察し、変化に気づき、その変化の原因を探るといった子どもの一挙手一投足に気を配ることが大切である。さらに、定期的にいじめのアンケートをとり、個人懇談で保護者の話の内容から聞き取るなど実態把握に努める必要がある。そして、それらの情報を職員間で共有し、保護者と連携して、迅速な対応をとることが重要である。情報を担任教諭一人で抱え込まずに、学年主任、いじめ対策委員会で共有し、組織的に対応する。

また「いじめ」等に関する子ども理解を深めるための研修を適宜実施することで、日々の実践・評価に役立てていく。これらのいじめアンケート、いじめの研修等を含め、いじめ対策委員会が中心になって行う。

3 いじめの早期発見に向けた取組

(1) 早期発見の基本

①子どもの小さな変化に気付くこと

②気付いた情報を確実に共有すること

③情報に基づき速やかに対応すること

児童の変化に気付かずにいじめを見過ごしたり、気付きながら見逃したり、相談を受けながら対応を先延ばしにしたりすることは、絶対にあってはならない。

気になる変化や、からかいや悪ふざけなど気になる行為があった等の場合、5W1H（いつ、どこで、誰が、誰と、何を、どのように）を学年で共有し、複数で判断する。必要に応じて聞き取り調査や指導を行う。また、得られた情報等を集約し、管理職に報告する。必要に応じて関係者を招集し、その後の対応を考える体制をつくる。

(2) 早期発見のために

重大事案に至ったいじめの多くは、情報を放置したり、問題ではないと個人で判断したりした結果、深刻化している事例が多数散見される。このことから、「早期認知」「早期対応」を最優先に対応を進める。

なお、暴力的な行為や「暴力を伴ういじめ」を目撃した場合には、児童の安全を最優先に**速やかに止める**。一人で制止できそうになければ、他の教職員の応援を求める。その後、何が起きていたのか、どのような対応を行ったかなど対象者から事情を確認し、速やかに報告し、その後の指導につなげる。

(3) 定期的なアンケートの実施

7月と2月に本校独自のアンケートを、11月に札幌市教育委員会からの調査を実施する。どの調査も、アンケートの回答を踏まえ、気になる子どもを中心に個別面談を行い、状況を把握するとともに未然防止、改善に努める。また、経過を観察する。

どのような「いじめ」も、いつ、誰が、誰に対して行っても不思議ではないという意識をもち、教職員は、日常的に児童の観察を行い、子どもとの関わりを深めることを大切にする。

3 いじめの疑いへの対応

(1) 手順

いじめの対策のための「組織」であるいじめ対策委員会が、いじめとして対応すべき事案か否かを判断する。また、SCや関係機関と連携をとりながら、事実関係の把握を行う。いじめあるいはいじめの可能性があると判断した場合には、事実確認の結果を市教委に報告する。被害児童のケア、加害児童の指導など、問題の解消までいじめ対策委員会が責任をもって行う。

問題の解消となるよう、子どもの人格の成長に主眼を置き、問題の再発を防ぐ教育活動を行うという考えで動き、その後の経過も見守り続ける。

(2) 組織の判断、権限、警察との連携について

加害児童に対して必要な教育上の指導を行っているにも関わらず十分な効果を上げることが困難と考えられる場合や、児童の命や安全を守ることを最優先にいじめが犯罪行為に相当し得ると考えられる場合には、市教委とも連絡を取り、学校として所轄警察署へ相談して対処する。また、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切な援助を求める。

なお、いじめが「重大な事態」と判断された場合には、市教委と確認し必要な対応を行うこととする。

学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求めなければならない。

(いじめ防止対策推進法 第23条第6項)

犯罪とも捉えられるいじめについては、その対応を学校に閉じるのではなく、警察等の関係機関に速やかに通報等を行い、地域ぐるみで解決を図る。また、そうした事案の端緒を発見した時にも、躊躇なく警察等の関係機関と連携した対応をとる。

(いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携について『文部科学省平成31年3月29日』)

(3) 該当児童、保護者に対し

対応の際は、組織的に対処し、プライバシーを守ること、迅速に保護者に連絡すること、教育的配慮のもとでのケアや指導を行うことなどに留意する。

(4) いじめが起きた集団への関わり

いじめを行っていた集団はいじめられる側になることも多くある。そのためにも、傍観者となりいじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせ、しっかりいじめの連鎖を断ち切るような指導を行う。事案によっては個別指導、必要に応じて集団への指導は、年間計画に位置付けられた機会、または、臨時の学級会や集会等により、「いじめは絶対に許されない行為であり、根絶する」という考えに基づき指導を行う。

(5) ネット等のいじめへの対応

SNS等によるネットいじめなど発見が難しい形態の事案が増加していることを受け、学校単独で対応することが困難と判断した場合には、市教委と相談しながら対応を考える。

必要に応じて地方法務局の協力を求めたり、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報したりするなど、外部の専門機関に援助を求める。学校における情報モラル教育も関係機関と連携し、積極的に進める。

4 いじめ防止に向けた組織

(1) 名称とメンバー

【いじめ対策委員会】 校長・教頭・担任外・養護教諭・当該学年主任・SC・SSW
特別支援コーディネーター

(2) 役割

- 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成、実行、検証、修正の中核としての役割を担う。
- いじめの相談、通報の窓口としての役割を果たし、情報の収集と記録、共有を行う。
- いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある子どもへの事実関係の聴取、指導や支援の体制を図る。
- 学校いじめ基本方針の策定や見直し、いじめの取組が計画どおりに進んでいるかどうかの確認や、必要に応じた計画の見直しなど、いじめの防止等の取組について検証を行う。

(3) 業務と日程

【業務】

- ① 学校いじめ基本方針に基づく年間計画を作成する。
- ② いじめの疑いや子どもの問題行動について、教職員で共有するための情報収集をする。
- ③ 7月・2月実施 本校 独自のアンケートの実施に関すること（作成 集約 分析 改善策）を行う。
- ④ 子どもの命の大切さを見つめ直す月間の計画・実施を行う。
- ⑤ 11月実施 市教委調査に関すること（配付 集約 分析 改善策）を行う。
- ⑥ 学校いじめ基本方針、計画の見直し・改善を行う。

【日程】・定例会を開いて学校としての組織的、計画的な取組を行う。

いじめ対策委員会	4月7日（火）	5月22日（金）	6月12日（金）	7月17日（金）
	8月24日（月）	9月24日（木）	10月23日（金）	11月20日（金）
	12月18日（金）	1月29日（金）	2月12日（金）	3月12日（金）

（計12回）

・校内で起きた事案の重大性、緊急性に応じて、適宜「いじめ対策委員会」を招集し解決を図る。その際は事案に応じて委員会メンバーに加え、その他の職員を追加招集するものとする。